

## 識別章の貸与及び管理等について（概要）

制定平成14年9月11日

栃務第12号栃木県警察本部長通達

識別章の貸与及び管理等については、警察官の服制に関する規則（昭和31年12月19日国家公安委員会規則第4号）第4条をを根拠として、同規則で定められた識別章の貸与及び管理等について必要事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 貸与する識別章の色、数量、番号
- 識別章の着装基準
- 識別章の管理

等の項目からなっている。